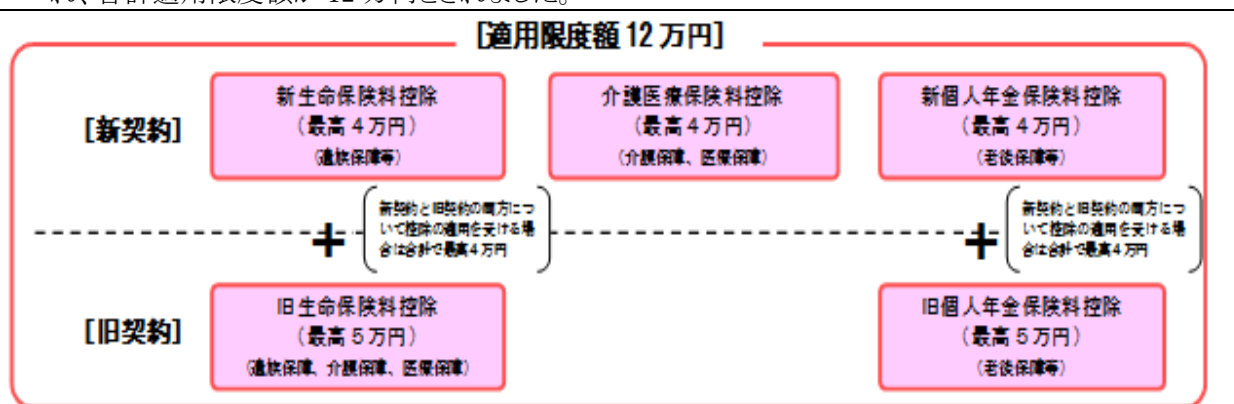


## 生命保険料控除の改正について

納税者が一定の生命保険料、介護保険料及び個人年金保険料を支払った場合には一定の金額の所得控除を受けることができます。これを**生命保険料控除**といいます。

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等について、所得税の生命保険料控除が改正され、合計適用限度額が 12 万円とされました。



☞ 国税庁ホームページ・タックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1140.htm>より

## (1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等(新契約)の場合

① 一般生命保険契約、② **介護医療保険契約**、③ 個人年金保険契約について支払った支払保険料の金額のそれぞれにつき最高4万円の生命保険料控除を受けることができます。

## (2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等(旧契約)の場合

① 一般生命保険契約、② 個人年金保険契約について支払った支払保険料の金額のそれぞれにつき最高5万円の生命保険料控除を受けることができます。

注) この場合、**介護医療保険契約**は一般生命保険契約として扱われることになります。

## (3) 新契約と旧契約の双方について適用を受ける場合

(1) 及び (2) 金額の合計額 (最高 120,000 円)

(注) 「支払保険料の金額」は保険会社から支払を受けた契約者配当金(剰余金の分配)の金額を控除した後の金額です。

この改正により今年から各保険料控除の控除限度額が 4 万円に減額されましたが、介護医療保険契約が一般生命保険契約と区別されたことにより、最高限度額が 12 万円に増額されたこととなります。

なお、保険期間が 5 年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。詳しくは国税庁のホームページでご確認下さい。